

令和6年度国民健康保険料改定のお知らせ

令和6年4月から、保険給付と保険料負担の見直しと子育て世帯への経済的負担の軽減などを目的に、下記のとおり保険料が変更になります。

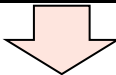
医療保険分については、60歳以上の医療費が一般と比べ約3倍となることから、保険料負担の改善のため組合員の区分を増設し、35歳以上の組合員は引上げ、20歳以上35歳未満の組合員は、子育て世代の経済的支援の観点から引下げいたします。

介護納付金分については、介護納付金を納めるための財源となる介護保険料の収入不足と補助金の減少により、収支の均衡が保てなくなったため、4月から保険料を引上げいたします。

組合の健全運営のため、保険料引上げについて、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

現行保険料(令和6年3月まで)

被保険者区分			内 訳			月額 保険料
			医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	
組合員	一種	65歳以上	15,000	3,000	—	18,000
		40歳以上65歳未満			3,400	21,400
		26歳以上40歳未満			—	18,000
	二種	20歳以上26歳未満	11,000	—	14,000	
	三種	20歳未満	6,500	—	9,500	
家族 1人につき	40歳以上65歳未満		2,500	2,500	3,400	8,400
	就学後～40歳未満と65歳以上				—	5,000
	未就学児※				1,500	—



令和6年度保険料(令和6年4月から)

被保険者区分			内 訳			月額 保険料
			医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	
組合員	一種	65歳以上	17,500	3,000	—	20,500
	二種	40歳以上65歳未満	16,500		3,800	23,300
		35歳以上40歳未満			—	19,500
	三種	25歳以上35歳未満	12,000		—	15,000
	四種	20歳以上25歳未満	9,000		—	12,000
五種	20歳未満	7,000	—	10,000		
家族 1人につき	40歳以上65歳未満		2,500	2,500	3,800	8,800
	就学後～40歳未満と65歳以上				—	5,000
	未就学児※				1,500	—

※ 未就学児とは、小学校に就学する前の被保険者です。

(お問合せ先)

静岡県建設産業国民健康保険組合

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目5番2号

TEL : 054-252-3912 FAX : 054-252-6794 URL : shizuken-kokuho.or.jp

※保険料の納付に関することは、組合本部またはご所属の支部へお問い合わせください。



SHIZUKEN-KOKUHO
静岡国保